

2019年8月29日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
さくら総合リート投資法人
代表者名 執行役員 村中誠
(コード番号:3473)

資産運用会社名
さくら不動産投資顧問株式会社
代表者名 代表取締役社長 村中誠
問合せ先 財務企画部長 小引真弓
TEL: 03-6272-6608

投資主総会決議等禁止の仮処分申立事件に関するお知らせ

さくら総合リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2019年8月22日付「投資法人みらい及びさくら総合リート投資法人の合併契約締結に関するお知らせ（続報②）」にてお知らせしましたとおり、本投資法人スポンサー（ギャラクシー・ジェイリート・ピーティワイ・リミテッド）及び本投資法人の監督役員（以下本投資法人スポンサーと併せて「債権者ら」ということがあります。）が東京地方裁判所に申し立て、本投資法人が補助参加していた、ライオンパートナーズ合同会社（以下「ライオンパートナーズ」といいます。）が2019年8月30日に開催する本投資法人の投資主総会に関する投資主総会決議等禁止の仮処分の申立（以下「本申立て」といいます。）に関して、本日、東京地方裁判所において、下記のとおり和解が成立しましたので、お知らせ致します。

記

1. 和解の内容

本投資法人スポンサーは、ライオンパートナーズとの間で、2019年8月30日を開催日としてライオンパートナーズが関東財務局長による許可に基づいて開催する投資主総会（以下「本件投資主総会」という。）において、以下の各議案を提出することが適法であることを相互に確認し、当該各議案の提案の結果、本件投資主総会における執行役員選任の件（第2号議案）及び資産運用委託契約締結の件（第4号議案）に係る各議題につき、投資信託及び投資法人に関する法律第93条及び本投資法人規約第17条第1項に定めるみなし賛成の適用がなくなること、及び、本件投資主総会の運営に関する以下の事項を含む一定の事項につき確認・合意の上、本申立てを取り下げる旨の和解を行いました。

＜議案に関する事項＞

第2号議案に対して提出する議案：執行役員萩野保選任の件

第4号議案に対して提出する議案：三井物産・イデラパートナーズ株式会社との資産運用委託契約締結の件

＜本件投資主総会の運営に関する事項＞

- ・ 仮議長となるライオンパートナーズ代表社員杉原亨は、仮議長就任後直ちに本投資法人監督役員である金田繁を本件投資主総会の議長とすることを本件投資主総会に諮ること
- ・ 金田繁議長選任の件につき、ライオンパートナーズは、自身の有する投資口に基づく全ての議決権を賛成票として行使し、事前に委任状の提出を受けた投資主の議決権については棄権すること

2. 和解に至る経緯

本投資法人スポンサーは、2019年7月4日付「スポンサーによる投資主総会招集通知への議案要領記載請求に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、2019年7月4日付で、本投資法人及びライオンパートナーズに対して、同社が招集する投資主総会における対抗議案として本投資法人スポンサーが提案する執行役員候補（萩野保氏）選任の件及び投資法人みらいの資産運用会社である三井物産・イデラパートナーズ株式会社との資産運用委託契約締結の件にかかる議案の要領を招集通知に記載することを請求しました。また、本投資法人は、同年8月1日、ライオンパートナーズに対して、上記本投資法人スポンサー提案の議案の要領を同社が招集する招集通知に記載するよう請求を行いました。

しかしながら、ライオンパートナーズは、かかる本投資法人スポンサー及び本投資法人による議案の要領を招集通知に記載することの請求が不適法であるとして、同月14日付で同社が発送した招集通知に

記載していません。ライオンパートナーズが本投資法人スポンサー及び本投資法人の議案要領記載請求に応じなかったことは、投資主の皆様がスターアジアグループによる提案以外の対案を公正に検討する機会を奪うものであり、投資主総会の招集手続及び決議方法に法令違反又は著しい不公正があると考えており、本申立てを行っていたものです。

東京地方裁判所における審尋を踏まえ、少なくとも本投資法人スポンサーの提案する各議案がライオンパートナーズが開催する総会において取り上げられ、かつ、新執行役員選任及び資産運用会社との資産運用委託契約の締結に係る各議案についてみなし賛成が適用されないことが確認できたこと、同総会の運営等について一定の合意が得られたことから、ライオンパートナーズ及び本投資法人がそれぞれ開催する投資主総会を翌日に控えており、ライオンパートナーズによる投資主総会における執行役員の選任及び資産運用会社との資産運用委託契約の締結に係る決議が禁止された場合に生じ得る当該総会の延期・続行又は再度の投資主総会の招集による混乱等を避ける観点から、債権者ら及び本投資法人は、本申立てを取り下げることに合意することと致しました。

3. 今後の方針及び見通し

本投資法人及び債権者らは、ライオンパートナーズによる今般の総会招集手続には法令違反又は著しい不公正があると考えており、かかる招集が行われたことは誠に遺憾ではありますが、上記2.記載の諸般の事情に鑑み、和解に応じることとしたものです。

上記1.記載の和解の内容に従い、本投資法人スポンサーは、ライオンパートナーズが2019年8月30日に開催する投資主総会において、第2号議案について「執行役員萩野保氏選任の件」を、第4号議案について「三井物産・イデラパートナーズ株式会社との資産運用委託契約締結の件」を、それぞれ対抗議案として修正動議を提出致します。また、かかる対抗議案は、それぞれライオンパートナーズが提案する第2号議案及び第4号議案と「相反する趣旨の議案」に該当するため、各議案の決議においてはみなし賛成が適用されないこととなります。なお、各修正動議の内容及び提案理由につきましては、2019年7月4日付けで公表した「スポンサーによる投資主総会招集通知への議案要領記載請求に関するお知らせ」をご参照ください。

投資主の皆様におかれましては、2019年8月30日にライオンパートナーズが開催する投資主総会に提出する本投資法人スポンサーによる提案議案及び同日に本投資法人が開催する投資主総会における本投資法人提案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

以 上

※本投資法人のホームページアドレス

さくら総合リート投資法人

: <http://sakurasogoreit.com/>